

令和４年度第６回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

１ 日時

令和４年９月２２日（木）午後１時００分～午後２時１８分

２ 場所

市役所本庁 議会棟４階 第一委員会室

３ 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者：新川 達郎、上野山 裕士
- ・寝屋川市議会議員：板東 敬治、村上 順一、福田 篤志
- ・公募による市民：辻 延江、水野 昌代、邨川 圭子
- ・寝屋川市職員：杉本 達也、木場 富士夫、三宅 章介

１１人（全１１人）

（事務局）

吉田次長、西村課長、高島係長、植村、長谷川、佐藤

４ 傍聴の可否

可（傍聴者０人）

５ 次第

- (1) 第５回委員会における検証内容
- (2) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書（案）の確認（これまでの振り返り）
- (3) その他

６ 会議要旨

- (1) 第５回委員会における検証内容

- ・ 委員長から、第５回委員会の意見を踏まえ、会議開始前に事務局から公募委員に対し、中核市制度の説明を行った旨が報告された。
- ・ 第５回委員会の検証内容については意見、質問等なし。

※ 事務局から「【資料１】第５回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容」について説明を行った。

- (2) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書（案）の確認（これまでの振り返り）

＜確認した事項＞

提言書（案）は構成等の確認に留め、「引き続き検討する」となっていた事項を、項目ごとに確認することとする。

ア 提言書（案）の構成等の確認

意見、質問等なし

※ 事務局から「【資料２】寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書(案)」の構成等について説明を行った。

イ 検討事項の確認

事務局から「【資料３】検討事項の確認」の項目ごとに説明を行い、「検証委員会としての意見」の部分について確認を行った。

(ア) 前文第３段落：地方分権に関する記述について

意見、質問等なし

＜確認した事項＞

【資料３】の記述内容のとおり、条文は現行のとおりとした上で、「地方分権」の変遷や現下における取組等について、逐条解説に追記することとする。

(イ) 前文第４段落：「協創」について

委員の主な意見

これまでの経過を踏まえ、先人たちが創り上げてきた言葉としての「重み」があること、また、先人たちの想いを今後もしっかりと引き継ぎ、逐条解説で触れるという意見を考慮し、資料の記述内容のとおりで良いと考える。

＜確認した事項＞

【資料３】の記述内容のとおり、条文は現行のとおりとした上で、条例制定当時の市民検討委員会の想いについて、逐条解説に追記することとする。

(ウ) 前文第4段落：文章の構成について

委員の主な意見

逐条解説において文章上の関係性等について記述するとの意見を踏まえ、資料の記述内容のとおりで良いと考える。

＜確認した事項＞

【資料3】の記述内容のとおり、条文は現行のとおりとした上で、文章上の関係性等について、逐条解説に追記することとする。

(エ) 前文第6段落：「市民福祉の向上」について

意見、質問等なし

＜確認した事項＞

【資料3】の記述内容のとおり、条文は現行のとおりとした上で、逐条解説の記述を充実することとする。

(オ) 第6条（安全・安心の向上）第1項・第2項：

「健康危機」及び「健康危機対応力」の文言の追記について

意見、質問等なし

＜確認した事項＞

【資料3】の記述内容のとおり、「健康危機」及び「健康危機対応力」を条文に追記するとともに、「健康危機対応力」については、文言の意味を逐条解説に追記することとする。

【変更案】

（安全・安心の向上）

第6条 市民は、自然災害、犯罪、健康危機等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪、健康危機等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

(カ) 第 9 条（個人情報の保護）：改正個人情報保護法への対応について

＜確認した事項＞

次回の委員会において、事務局から提言案の内容について説明する。

※ 事務局から個人情報保護法改正に伴い、第 9 条の規定の見直しについて整理中である旨の説明を行った。

(キ) 第 12 条（市民の役割及び責務）：見出し「権利」の追記について

委員の主な意見

- ・ 権利は重要な言葉であり、条文の趣旨としては、第 1 項は権利、第 2 項は役割等を表わしていること、また、資料の『市民がまちづくりに参画するという役割を「権利」と表現したもの』であれば、見出しは「市民の権利と役割等」の方が良いのではないかと考える。
- ・ 「役割と責務」では前向きな表現がないことを踏まえ、「権利」という文言を見出しに入れた方が良く考える。
- ・ 条文の「権利」は、「まちづくりに参画する権利」という具体的な権利を表現しているのではないかと考える。
- ・ まちづくりに参画するという役割を「権利」と表現するならば、権利という文言を変更するという考えもある。
- ・ 「役割」という言葉には、市民に対し、まちづくりを突き付けている印象がある。逐条解説に「市民の市政への参画は、自発的で自由な意思に基づく」とあるからには、「権利」の方が見出しにはふさわしいと考える。
- ・ 条文の検証は、4つの視点で検証を行っており、その視点を踏まえると、見出しを変更する必要はなく、現行のとおりで良いと考える。
- ・ 第 12 条に関連する第 15 条から第 18 条においても「役割と責務」という見出しになっており、条例全体のバランスを踏まえ、現行のとおりで良いと考える。
- ・ まちづくりの主役は市民であることを前提とすると、その側面に役割と責務が伴うことから、「役割と責務」の方がまちづくりの主役は市民であることをより強調できると考える。
- ・ 条文の見出しは、条文の想いを記載するものではなく、あくまで条文の内容をまとめたものであると考える。
- ・ まちづくりに参画する権利を持つことを市民が自覚することは大切

であるが、見出しを「権利」とすることは、仰々しく感じる。市民は、まちづくりのために市民活動等の役割を担っており、役割という言葉の方が身近に感じる。

＜確認した事項＞

制定当時の経過や他の条項との整合性等を考慮し、見出し及び条文は現行のとおりとする。

(7) 第24条（国、他の自治体等との連携）：連携の相手方について

委員の主な意見

- ・ 民間企業のみを追記することは適当ではないという意見と民間企業等との連携事例の増加について逐条解説に追記することを踏まえ、資料の記述内容で良いと考える。
- ・ 行政の検証報告書に記載されている、国、他の自治体等との連携実績の内容を逐条解説に追記してはどうか。

＜確認した事項＞

【資料3】の記述内容のとおり、条文は現行のとおりとした上で、民間企業等と連携協定を結ぶ事例が増加していること等について、逐条解説に追記することとする。

ただし、上記の追記を第24条で掲載するか、第5条で掲載するかについては、次回の検証委員会で事務局から案を示すこととする。

(7) その他の事項

委員の主な意見

- ・ 次回の検証委員会において、逐条解説の追記、修正部分を検証することはできるのか。

＜確認した事項＞

逐条解説については、条例改正後に作成、公表されるものであり、検証委員会は、逐条解説への追記を求める提言のみを行う。

(3) その他

＜確認した事項＞

次回は 10 月 20 日（木）午前 10 時に、議会棟 4 階第一委員会室で開催する。

予定では最終の会議であり、本日の意見を反映させた提言書（案）全体の確認を行うこととする。